○農林水産省告示第千九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市阿口字千光四六六九の二七から四六六九の二九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第八百九十七号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）第十七条の七の規定により、登録証明事業を行う者の住所等の変更の届出があったので、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十四年八月八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録番号　第二号

二　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録証明事業を行う者の住所	東京都千代田区九段南四丁目八番地二十一号	東京都千代田区永田町一丁目十一番地三十号
登録証明事業を行う事務所の所在地	東京都千代田区九段南四丁目八番地二十一号	東京都千代田区永田町一丁目十一番地三十号

三　変更年月日　平成二十四年七月十七日

○関東地方整備局告示第二百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久喜市菖蒲町上大崎字中手城六九番一から同市原字大久喜六一二番三まで	前	四七・二五～三六九・七二メートル
	後	四七・二五～三七八・四四メートル
久喜市下早見字大谷一六六三番三から同市下早見字大谷一六〇三番一まで	前	二・九二八キロメートル
	後	一二〇・七四～二七五・九二メートル 一二〇・七四～二六九・〇一メートル 二・九二八キロメートル 〇・〇八六キロメートル 〇・〇八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久喜市菖蒲町上大崎字中手城六九番一から同市原字大久喜六一二番三まで	前	四七・二五～三六九・七二メートル
	後	四七・二五～三七八・四四メートル
久喜市下早見字大谷一六六三番三から同市下早見字大谷一六〇三番一まで	前	二・九二八キロメートル
	後	一二〇・七四～二七五・九二メートル 一二〇・七四～二六九・〇一メートル 二・九二八キロメートル 〇・〇八六キロメートル 〇・〇八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○農林水産省告示第千九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県大竹市黒川三丁目三〇一の三、三〇一の一五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○北陸地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長岡市大積田代町字熊上乙一四八一番一から同市大積田代町字釜加入一一五番一まで	前	一二・〇三～三一・八一メートル
	後	一五・三三～三一・八一メートル 〇・〇六二キロメートル 〇・〇六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月八日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南九州市川辺町両添字宮田一八九番一から同市川辺町野崎字北島内三二九八番まで	前	一一・二〇～一一・四〇メートル
	後	一一・二〇～三〇・〇〇メートル 〇・三七三キロメートル 〇・三七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十五号	南九州市川辺町両添字宮田一八九番一から同市川辺町野崎字北島内三二九八番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月八日

○北海道開発局告示第八十二号

常呂川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百三十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第二十二号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月八日

北海道開発局長　高松　泰

（図面省略）